



申告・納税はお早めに 令和元年分町県民税(住民税)・所得税申告

税務課 住民税係 ☎(232)4911
菊池税務署 代表 ☎0968(25)2121 音声案内「0」

令和元年分の町での申告受付は、2月14日(金)～3月13日(金)です。
例年申告窓口は混雑しますので、時間に余裕をもって申告してください。

申告日程・会場

期日	受付地区		会場
	午前 午前9時～11時	午後 午後1時～4時	
2月14日(金)	花立・南花立・向陽台		光の森町民センター (キャロップピア) 会議室
2月17日(月)	八久保・南八久保・にじの森		
2月18日(火)	武蔵ヶ丘1町内～4町内		
2月19日(水)	武蔵ヶ丘5町内～8町内		
2月20日(木)	光の森1町内～4町内		
2月25日(火)	光の森5町内～7町内		
2月26日(水)	三里木・三里木北		
2月27日(木)	新山・北新山		
2月28日(金)	沖野・新成・杉並台		
3月2日(月)	青葉台・東ヶ丘・境の松		
3月3日(火)	戸次・馬場楠・上中代・出分		役場2階 大会議室
3月4日(水)	中代・川久保・津留・大堀木		
3月5日(木)	曲手・辛川・井口・道明		
3月6日(金)	上津久礼・あさひヶ丘・津久礼ヶ丘		
3月9日(月)	宮ノ上・ひばりヶ丘・下津久礼		
3月10日(火)	緑ヶ丘・緑陽台		
3月11日(水)	馬場・柳水・下原		
3月12日(木)	南方・新町・新町西・鉄砲小路・長塚		
3月13日(金)	中尾・光団地・駅前・古閑原・入道水		

※2月21日(金)の申告は、会場の都合のため、お休みです。
※役場、光の森町民センターとも駐車可能台数に限りがあります。乗り合わせや公共交通機関での来場をお願いします。

各種申告が必要な人

- 確定申告が必要な人
給与所得者で2カ所以上の事業所から給与がある人、または2千万円以上の給与収入がある人
給与以外の所得が20万円を超える人など

- 町県民税(住民税)申告が必要な人
所得税は課税されないが営業、農業、不動産などの収入がある人
平成31年1月～令和元年12月中旬に収入がなかった人で、国民健康保険に加入している人や公営住宅に入居している人
町外に居住する人の扶養となっている人

■年金所得がある人

公的年金などの収入金額の合計が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合、確定申告は不要です。ただし、医療費や生命保険料の控除を受ける場合は確定申告や町県民税の申告が必要な場合があります。

申告に必要なもの

- 収入、経費関係
給与や公的年金の源泉徴収票、報酬・謝金などの支払調書(原本)

- 農業、営業、不動産などの収入がある人は収支内訳書

■控除関係

- 社会保障料控除証明書・生命保険などの控除証明書(介護保険、地震保険、個人年金など)
- 医療費控除、セルフメディケーションに関する書類(医療費控除関係書類は整理、計算された状態でお持ちください)

※国民健康保険に加入している人には、医療費通知を年3回(6月、10月、2月)送付しています。なお、2月の通知に反映できない11月～12月診療分については、領収書に基づいて医療費控除の明細書を作成してください。

■その他

- マイナンバーカード(持っていない場合は「通知カード」と「本人確認書類」)
- 印鑑(認め印可)
- 預金通帳など申告者本人の口座番号が分かるもの(還付がある人)
- 「利用者識別番号」の申請をされた人は、税務署からの「電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書」



申告をしないままでする

所得証明や課税証明が発行できなかったり、国民健康保険税や介護保険料などの正しい計算ができませんので、申告が必要な人は必ず申告してください。

混雑緩和にご協力を

申告期間は午前、午後とも受付開始直後が大変混雑しますので、混雑緩和にご協力をお願いします。
また、できるだけ地区指定日にお越しください。混雑具合によっては長時間お待ちさせる場合もありますのであらかじめご了承ください。
申告会場は午前8時30分に開場し、町の会場で受け付けることができるか確認した後、番号札を配布します。

町の会場で受け付ける ことができない申告

以下については税務署で申告をお願いします。

- ・住宅借入金特別控除(1回目)の申告
 - ・土地、建物、株式の譲渡所得
 - ・先物取引に係る所得
 - ・上場株式などの配当やFX取引に係る所得
 - ・熊本地震に係る雑損控除および繰越控除
- ※詳しくは税務署へお問い合わせください。

令和2年度町・県民税から適用される主な税制改正

■ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税の対象となる地方公共団体を一定の基準に基づき総務大臣が指定するよう制度が変わりました。これに伴い、総務大臣から指定を受けていない都道府県・市区町村へ令和元年6月1日以降に寄付を行った場合、寄附金税額控除の特例控除額および申告特例控除額は適用されなくなります。

- 〈ふるさと納税対象外団体〉
- ・大阪府泉佐野市、静岡県小山町、和歌山県高野町、佐賀県みやき町、東京都(東京都は対象外ですが、東京都内の全市区町村は対象です)

※個人住民税に係る税額控除の特例控除分やワンストップ特例の対象外とはなりますが、所得税の所得控除および個人住民税の基本控除の対象になります。

■住宅借入金等特別税額控除の拡充
消費税率10%が適用される住宅を取得し、令和元年10月1日～令和2年12月31日に居住の用に供した場合、住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の控除期間が現行の10年間から13年間に延長されます。

菊池税務署での申告受付

菊池税務署は改修工事に伴い「仮庁舎」へ移転しています。移転前の庁舎は閉鎖していますのでご注意ください(左の地図をご参照ください)。

■令和元年分確定申告相談会場

- ・申告相談会場
菊池税務署仮庁舎(菊池市役所七城支所) 2階会議室
- ・申告期間
2月17日(月)～3月16日(月)
- ※(土)(祝)を除く。
- ・申告受付時間
午前9時～午後4時

確定申告書にはマイナンバーの記載が必要です
社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成28年分の申告書からマイナンバーの記載が必要となりました。ご理解とご協力をお願いします。

スマートフォンでもスマホで申告



スマートフォンで所得税の確定申告書を作成し、e-TAXで申告することができます。給与所得者(年末調整済)で、医療費控除またはふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する場合は、スマートフォン専用画面を利用できます。
マイナンバーカードを持っている人は事前手続きに必要なマイナンバーをスマートフォンで読み取ることで申告できます。マイナンバーカードを持っていない人は事前に税務署でIDとパスワードの発行手続きを行い、後日交付されるIDとパスワードをスマートフォンに入力し、申告できます。